

栃木市監査委員告示第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づき、平成28年10月4日付で請求人 ●●●●氏から提出された栃木市職員措置請求について、同法同条第4項の規定により監査を行ったので、その結果を別紙のとおり公表いたします。

平成28年11月28日

栃木市監査委員 藤 沼 康 雄

栃木市監査委員 天 谷 浩 明

栃木市職員措置請求について

第1 請求の受付

1 請求人

栃木市●●町●●番●●号 ●● ●●

2 請求受付年月日

平成28年10月4日

(平成28年10月5日補足説明)

3 請求の要旨

- (1) 栃木市栃木文化会館（以下「栃木文化会館」という。）は、行政による不正使用（使用しない場所や時間の予約、目的外の予約）により、一般利用者の利用ができず、また、行政による使用は、使用料の減免がなされており、栃木文化会館の指定管理者に入るべき使用料が入らず、次年度の指定管理委託料の算定にも影響を及ぼしている。

当然、その間を一般利用者に使用させれば、収入が増え、また、市民が利用できる機会が増えれば、当市の文化振興計画に資するものとなる。

- (2) 請求人の指摘により、栃木市文化課は、過去4年間にわたり市役所各部署に警告文を配布してきたが、一向に改善されなかった。

その実態を把握するために請求した情報公開請求は、部分開示に終わり請求人が必要と考える情報は得られず、その不服申立てに対する弁明書には「駐車場を確保するために使用しない会場を利用申請することは、相対的に駐車場が不足している栃木文化会館においては、やむを得ず一般的に行われているものであり、不正利用には当たらないと考えます。」と記されている。

- (3) 本来、駐車場の不足に対しては、行政がその確保をしなければならない

責務があるにも関わらず、利用者からの度重なる要望にも何ら対策を講じていない。

一般利用者は、その対策として近隣の駐車可能な場所を活用し、利用者相互で譲り合い使ってきた。しかし、行政は、無料で使える特権を利用し、それらの努力をせず、不正使用することは当然許されることではない。

(4) 措置要求

栃木文化会館の管理者は、不正な使用予約を放置し、本来得られるべき使用料を収入していないことから、当該事実を改めるために必要な措置を勧告することを請求する。

4 請求の要件審査、受理

本請求は、所定の法定要件を具備しているものと認め、平成28年10月6日にこれを受理した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

請求書の内容から判断して、栃木文化会館管理者の市等の使用申請に対する許可について、違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実があるかどうかを監査の対象とした。

2 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対して証拠の提出及び陳述の意向を打診したが、陳述の希望はなく、また、新たな証拠の提出はなかった。

3 請求人による事実証明書

栃木市文化会館利用許可申請書の写し

4 監査対象部局等

教育委員会事務局生涯学習部文化課

栃木文化会館指定管理者

5 関係人の事情聴取

法第199条第8項の規定に基づき、平成28年10月25日に、次の者から事情を聴取した。

文化課長

文化課文化振興係長

文化課文化振興係副主幹

栃木文化会館指定管理者（事業課長、館長、副館長）

第3 監査の結果

1 請求人の陳述及び関係人の意見の概要

(1) 請求人の意見（10月5日の補足説明）

栃木文化会館については、この件以外にも色々な問題があるが、今回は市の不正使用を中心に監査していただきたい。

以前に行われた不正使用は、平成27年度は17件であり、これはあくまで行政が見た段階で不正、あるいは、駐車場確保のための予約であるという件数である。

例えば、学校関係の音楽祭で使用する場合に、前日の午後、夜間、当日の日中、夜間と予約されている。前日に準備をし、当日行い、片付けとなれば、それが普通だと考えられるが、実際には、合唱で使用するのだから何ら準備は必要ないものであり、ピアノを出すだけであれば当日の朝に準備すれば十分間に合うはずである。学校の先生は、前日の午後にピアノを中央に置いただけで帰ってしまい、夜間は使用していない。その時間が空いていれば、他の団体が使用し収入が得られるわけだが、予約されている

から他の団体は使用できない。さらに当日も、日中に行い、片付けが間に合わないと困るから夜間も予約されているが、実際に今まで夜間が使用された例はない。

このような件については、何回指摘しても同じように予約がなされており改善は見られない。使用料の発生する団体であれば、ある程度は仕方がないと思うが、無料の団体がその特権を悪用しているといえる。また、一般の利用者は、1年前からその予約が可能となるが、行政は、それ以前の一般募集をする前に予約ができるというすごい特権を有している。

これらのことの改善無くして、栃木市が打ち出している文化施設等の25%削減というようなファシリティマネジメントが出来るわけがない。

(2) 関係人の意見

- ・ 栃木文化会館の指定管理者は、制度導入の目的に沿い、経費においても直営より効果的、集中的に行うことで削減されている。また、積極的な広報活動による利用者の増加、及びアンケートや利用者懇談会を実施し、1年前からの予約受付に利用者調整会議を導入するなど市民サービスについても向上が図られていると考えている。
- ・ 栃木文化会館の利用における事務処理について、まず、市の関係については、市の事業を円滑に実施するため、一般受付に先んじて申し込み可能としている。事業担当課では、口頭による施設予約後、事業が確定していれば「許可申請書」を、事業が確定していなければ「予約確認書」の提出を行い、事業の確定後に許可申請書の提出を行う。文化会館では、許可申請書に基づき「許可書」を発行している。

一般利用者については、利用日の13か月前の月の5日から末日正午までに予約受付申込を行い、結果を申込者へ連絡している。その際利用日が重複している団体には利用者調整会議に出席を願い、話し合い又は抽選により利用者を決定している。決定後「許可申請書」を提出いただき施設利用料を前納の上、許可書を発行している。また大ホール、小ホール

ルの利用については、専門の技術職員の配置が必要になるため1か月前までに打ち合わせをお願いしている。

利用申請に関する留意事項としては、栃木市文化会館条例第5条及び第15条の規定に基づき、施設の利用に沿った使用であるか、催事であるかを見極め許可している。また、各施設の定員数や営利目的での使用なのかも併せて確認し、判断材料としている。

- ・ 請求人は、文化課が配布した警告文は効果がないというが、年2回ほど継続して周知を図っており、かなり改善してきていると思っている。特に、学校関係の予約については、学校教育課と連携して校長会での報告や、今年度学校に導入した学校支援システムを活用し、教職員1人1人に周知できたことにより改善された。当初は請求人から苦情等も受けていたが、この1、2年はその回数も減っている状況であるので、一定の効果はあったと理解している。
- ・ 駐車場確保のため利用しない会場の利用許可申請については、栃木文化会館の収容人数に対し駐車場台数がそぐわないため、300人を超える催事の際は、駐車場が不足することや警察署跡地の利用をお願いしている。それでも、利用団体の中には、足腰の不自由な方や障がい者さらには高齢者の方等来場者のことを優先して考え、使用料を払ってまでもということで全館を利用される方がいるため、主催者の立場からすれば、一般的に行われていることである。

市の関係については、やはり福祉関係の割合が多いかと思う。双方とも来場者の方を思って予約されていることだと思っているので、ご理解いただきたい。

- ・ 栃木文化会館は、開館当初より駐車場が不足しており、直営時代には、大ホールでの催事が入った際は、小ホールの貸し出しは行わなかったが、警察署跡地が駐車場として利用できるようになったことにより、同時に貸し出しを行うようになった。警察署跡地利用計画が再開すれば、警察署

跡地の利用ができなくなることから、引き続き公共交通機関の利用や相乗りでの来館を強くお願いしていきたい。

- ・ 利用予約に際し、例えば、大ホールに予約が入っている場合に、別の団体が小ホール、展示室、会議室の予約をする場合に、情報として提供している。ホール等のタイムスケジュールが出ており、混雑する時間帯があらかじめ分かっている場合には具体的な案内をさせていただいている。

来場者の交通手段に関しては、一切調査したこともなく公式記録としても取っていない。申請する方も把握されていないと思う。

- ・ ホールに限らず、利用していない会場を市で押さえるということに関し、市で予約を入れる段階では、事業が終わらないという想定で予約を入れている。

請求人は、実際に行ってみて「使っていない」という判断をしているのであって、「実際に使わなかったから、そこは押さえるべきではない。」という主張もあるが、主催者としては、安全面をもって押さえている部分もあるので、その辺はご理解いただければと思う。

2 事実関係の確認

関係書類及び関係人に対する調査の結果、次の事実関係を確認した。

- (1) 栃木市栃木文化会館（以下「栃木文化会館」という。）は、昭和58年度に竣工され、1,204人収容の大ホール、401人収容の小ホール以下会議室や練習室等を備え、文化的な公の施設として市民等の利用に供されている。建築面積は当初より3,848.09平方メートルであり、敷地面積は現在23,489.36平方メートルである。
- (2) 平成25年6月現在、本市には栃木文化会館を含む4館の文化会館が設置されており、この施設の効率的・効果的な運営を目指すため、「栃木市公の施設の管理者の指定手続きに関する条例」及び「栃木市文化会館条例」

(以下「文化会館条例」という。)に基づき、栃木市文化会館指定管理者募集要項(以下「募集要項」という。)により4館一括して指定管理者の募集を行った。指定管理者は、選定委員会において選定され、同年12月議会の議決を経て指定されている。

指定管理者に指定された株式会社ケイミックスと市は、当該条例及び募集要項に基づき、全56条からなる「栃木市文化会館の管理に関する基本協定書」(以下「基本協定書」という。)を締結した。

- (3) 栃木文化会館の利用に関しては、文化会館条例の規定に基づき、利用者からの利用申請により、指定管理者がその利用を許可している。

平成27年度の利用許可申請は1,700件を超える件数であったが、附帯設備などの追加の申請なども含まれ、また、1枚の書類につき複数日の利用が許可されているものもあり、さらには、指定管理者により作成されている日報において、利用時間が記載されておらず、実際に利用されたのかが不明なものもあることから、利用許可申請と当該日報を突合し、実際に利用されたと推測される件数を述べ1,548件とした。

3 監査委員の判断

住民監査請求について、法第242条第1項は、「普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担があると認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実(以下「怠る事実」という。)があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体のこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。」と規定して

いる。

このうち「違法又は不当に財産の管理を怠る事実」とは、普通財産を権原なく占有する者があるにもかかわらず、是正のための措置を何ら講じない場合、行政財産を目的外に使用許可させている場合に許可条件に著しく反する使用がなされていることを黙過している場合等をいう。

このことから、本件請求にある栃木市栃木文化会館の不正予約を放置し、本来得られるべき使用料を収入できず、不当な管理であるとする主張に関し、文化課及び指定管理者における栃木文化会館の運営管理が、違法若しくは不当に当たるのかを総合的に判断した。

(1) 使用しない会場や時間の利用許可申請についての考察

請求人は、行政が駐車場対策等により使用しない会場や時間帯の使用申請をし、その許可を得ることを文化会館の不正使用として捉えていることから、その点について検討する。

ア 栃木文化会館の利用件数と情報公開請求について

平成27年度の栃木文化会館の栃木市文化会館利用許可申請書（以下「利用許可申請書」という。）及び指定管理者が作成した日報の記録によれば、実際に栃木文化会館の各会場が利用されたと推測される件数は、延べ1,548件で、その内複数の会場を利用している件数は138件であった。また1,548件中、市の各課が申請した件数は141件で、その内複数の会場を利用している件数は36件であった。

駐車場対策として使用しない会場の利用申請をするということは、相当数の入場者を想定していると考えられることから、当該対象を大ホールと小ホールとを同時に利用申請している場合であるとする、その件数は上記36件中19件であった。その内附帯設備の利用許可申請書等から、各ホールのいずれも利用していると推定できる件数は11件であり、いずれかのホールの利用が不明である件数は8件であった。

請求人は、上記の実態を明らかにすることを目的とし、栃木市教育委

員会に対し情報公開請求を行っており、当該請求に対し文化課は、平成27年度分として17枚の利用許可申請書の写しを公開している。

当該請求書において、請求する情報の内容欄には、「栃木市栃木文化会館使用の際、駐車場対策等により使用しない会場を使用申請した過去3年分の実態の分かる書類」と記載されている。この内容から文化課は、全ての利用許可申請書の中から、大ホールと小ホールとを同時に利用申請しており、かつ、附帯設備の利用許可申請書等から判断し、いずれかのホールの利用が想定されていないと見込まれる利用許可申請書を抽出し、平成27年度分としては追加申請3枚を含む17枚、14件分の利用許可申請書の写しを部分公開したものである。

請求人の目的は、行政による不正使用の実態を明らかにすることであるから、公開されるべき文書は、上記の内行政による利用分7枚、8件分の利用許可申請書の写しであるが、当該請求書には行政による利用のものとは限定できる記載はなく、また、文化課もその確認を怠ったため、双方にとって不要な文書が公開されたといえることができる。また、当該7枚、8件分の利用許可申請書の内、駐車場対策と記載されているものが4枚、5件分であったことから、請求人の目的を鑑みれば、当該4枚の利用許可申請書の写しを公開することでその目的は達せられ、請求人が「行政が見た段階で不正だとする件数が17件である」というような誤解を招くようなことはなかったものと思慮する。

イ 栃木文化会館の利用時間について

栃木市文化会館条例施行規則によれば、栃木文化会館の利用料金は利用時間帯によって区分され、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで、午後6時から午後9時30分までという午前、午後、夜間に区分されており、使用時間には、準備及び現状に回復する時間等使用に必要な一切の時間を含むものと規定されている。

平成27年度の栃木文化会館の利用許可申請書及び指定管理者が作成

した日報の記録によれば、午前若しくは午後から夜間にかけて利用許可申請がなされていながら夜間の利用がなされていない件数は109件あり、その内展示会等で連続した日数を要すると思慮する展示室の利用を除いた件数は47件であった。47件中、減免により実質無料である件数は25件であり、その内訳は、各課によるものが13件、市内中学校によるものが4件、栃木文化団体連絡協議会加盟団体によるものが6件、指定管理者の自主事業が2件であった。これらは、概ね大ホールや小ホールを利用したものであるから、その規模からすれば利用許可申請の段階では、原状に回復するまでの時間が確定しておらず、そのような申請もやむを得ないと考えられるが、各課においては、その終了時間が午後4時前後のものも見受けられることから、過去の実績などを参考としつつタイムスケジュールを作成し、適正に変更申請する等速やかな対応が望まれる。

ウ 利用許可申請に対する許可について

栃木文化会館は、法第244条に規定される公の施設として、設置及び管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならないとされていることから、文化会館条例はそれらを規定し、その細目を同条例施行規則において定めている。

栃木文化会館の施設利用は、同条例第21条第3項により読み替える同条例第4条の規定により申請に基づき許可されるものであるが、この許可は、申請に基づく処分である。一般的に、行政による処分が違法となるのは、その行為が行政裁量を逸脱し、もしくは裁量権の行使の濫用があった場合である。逸脱、濫用のない行為は、裁量の範囲として、行政庁の自由な判断に任され、当・不当の問題が発生するのみである。

前記平成27年度分の利用許可申請書において、市による申請で駐車場対策と記載されているものは4件であったが、その内2件は指定管理者により記載されているものであった。また、減免の対象者ではない団

体の利用許可申請書においてもその様に記載されているものがある。すると、それらが許可されているということは、減免によって実質無料となる行政の利用と有料の利用者による利用とを区別することなく、一定の基準により判断されているものといえる。

また、同条例第21条第3項により読み替える同条例第5条は、文化会館の利用において管理上支障があると認めたときはその利用を許可しない旨を規定している。すると、指定管理者が、管理上支障があると認められた場合、利用しない会場については、駐車場対策としてその利用を許可しないという処分が可能であると考えられる。

したがって、市から付与された当該許可処分には、指定管理者における一定の裁量があり、その行使の濫用はないと判断できる。

(2) 駐車場についての考察

請求人は、駐車場の不足に対しては、行政がその確保をしなければならない責務があると主張することから、その点について検討する。

ア 施設の整備について

まず、請求人の主張が、栃木文化会館の設置者である行政が物理的に不足している駐車場を整備する責務があるという主張であると解釈する。

建築物の駐車施設の附置については、駐車場法第20条において「地方公共団体は、駐車場整備地区内又は商業地域内若しくは近隣商業地域内において、延べ面積が2千平方メートル以上で条例で定める規模以上の建築物を新築し、延べ面積が当該規模以上の建築物について増築をし、又は建築物の延べ面積が当該規模以上となる増築をしようとする者に対し、条例で、その建築物又はその建築物の敷地内に自動車の駐車のための施設を設けなければならない旨を定めることができる。」と規定されている。

本市は、駐車場法の規定による駐車場条例を制定していないが、国土

交通省が示している標準駐車場条例によれば、人口が概ね50万人未満の都市の標準的な数値として、百貨店など駐車需要の最も多い建築物で、建築物の床面積150平方メートルに1台の割合で駐車施設を附置しなければならないとしている。この数値はあくまでも目安であり、当該条例の制定に際しては、各都市における交通の特性や駐車需要等を検討した上で設定することとされている。

栃木文化会館は、335台分の駐車場を設けていることから、上記基準に照らすと、算出される床面積は5万平方メートルに対応するものであり、義務という点に関しては、駐車場法に規定する附置義務駐車場の駐車可能台数の基準を満たしているといえる。

また、県内の主な文化施設の収容人数と駐車場の駐車可能台数を、各ホームページで確認したところ、例えば、栃木県総合文化センターや小山市立文化センターは専用駐車場が設置されておらず、宇都宮市文化会館は各ホールの収容人数の合計が2,500人で駐車可能台数が499台、足利市民会館は2,262人で377台、佐野市文化会館は1,522人で350台など、概ね収容人数の2割程度の駐車可能台数であることから、栃木文化会館駐車場の駐車可能台数は、県内の主な文化施設と比較して劣るものではない。

イ 施設の運用について

次に、請求人の主張が、行政が栃木文化会館を利用する際に、他の利用者に駐車場を使用させないために利用しない会場を押さえるのではなく、別な駐車場を準備する責務があるという主張であると解釈する。

この場合、栃木文化会館の利用者としての市が駐車場を確保するということであるから、これは行政に限ったことではなく、栃木文化会館を利用する主催者が駐車場を確保するということであると考えられる。

栃木文化会館の指定管理者の募集要項には、敷地内の維持管理業務として「大・小ホールのイベントが重なった場合は駐車場の混雑が予想さ

れる。警察署跡地を臨時駐車場として利用が可能なので、利用を紹介する場合は、事前に教育委員会に連絡すること。」と記載されている。これは、指定管理者が利用する主催者に対し、警察署跡地を臨時駐車場として借りることが可能な旨を教示してもよいという内容であるから、駐車場が不足すると見込まれる場合に、行政や指定管理者が駐車場を用意するのではなく、主催者が用意するという考えを示したものである。

栃木文化会館を利用する主催者の立場に立てば、それらの対応をしてもなお駐車場が不足すると見込まれる場合、最終的には利用しない会場を押し返すという考えにたどり着くことは理解に難くない。また、県内の各文化施設において、ホームページ等でその利用状況が確認できる施設を見ると、駐車場対策としてかどうかは定かでないが、大ホール関連として小ホールが押し返されている場合があること等を確認することができる。

すると、当該施設を利用する主催者が、入場者の利便性のために利用しない会場の利用許可を受け、駐車場対策を取ることは、通常起こり得る環境にあるといえることができる。

ウ 利用許可と駐車場について

利用許可申請書には、入場予定者数を記載する欄が設けられているが、それらの者の交通手段を把握する術は当然ない。指定管理者が、栃木文化会館の入場者の交通手段を把握できない以上、そのことを理由として利用しない会場の利用申請を許可することは、矛盾が生じており、合理的であるとはいえない。極端な例を示せば、専用駐車場がなく、近隣の有料駐車場を使用しなければならない文化施設も存在する。

しかし、現実的には栃木文化会館の駐車場が不足していることも明らかである。例えば、大ホールと小ホールで同時にイベントが行われ、入場者の全てが自家用自動車で来場すると仮定した場合、各ホールの利用率が8割で、相乗り率が5割であったとしても駐車場の必要台数は64

0台であるから、300台程度は不足することとなる。警察署跡地の駐車可能台数は140台程度であることから、150台程度は別の駐車場を利用しなければならなくなるのが想定される。

前述のとおり、当該施設を利用する主催者が、入場者のための駐車場を確保することを検討する必要は生じると考えられるが、指定管理者が、施設の管理者として入場者の利便性に配慮することも、また必要なことであると考えられる。

地方財政法第8条は「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と規定している。施設の管理者として入場者の利便性に配慮することは、時として最も効率的な運用ではないかもしれないが、住民の福祉を増進する目的をもって設置されている公の施設である以上、必要な配慮であると思慮する。

(3) 指定管理料及び利用料金についての考察

請求人は、行政による使用は、使用料の減免がなされており、栃木文化会館の指定管理者に入るべき使用料が入らず、次年度の指定管理委託料の算定にも影響を及ぼしていると主張することから、その点について検討する。

ア 指定管理料について

栃木文化会館の指定管理料は、栃木文化会館を含む4館の業務の対価として、指定期間中7億3531万円を指定管理者に支払うことが、平成25年に締結された基本協定書に記載されており、指定管理料の詳細は年度協定により定めることとされている。年度ごとの指定管理料は、債務負担行為によれば、その内訳が、平成26年度が1億4995万円、平成27年度が1億4644万6千円というように平成30年度まで記載されている。また、市において公共施設予約システムを導入したことにより、指定管理者による運用費が不要となったことから、当初の指

定管理料を減額する協定書が締結されており、753万4千円減額することとし、平成26年度が1億4760万円、平成27年度が1億4515万円というように変更されている。

平成25年6月の募集要項によれば、指定管理者指定申請に際し、添付書類として収支計画書を提出することとされており、その参考として平成24年度の運営費に係る収支計画書が記載されている。4館合計の支出額は1億7467万円、収入額は2168万8千円、差引額は1億5298万2千円とされていることから、5年間では7億6491万円となることが算出できる。その内、栃木文化会館については、支出額は9239万円、利用料を含めた収入額は1724万5千円、差引額7514万5千円とされている。

すると、指定管理料の算定は、支出見込額から利用料を含む収入見込額を差し引いた額を基にして設計されており、当該見込額を上回る利用料収入があれば指定管理者の利益となり、当該見込額を下回る利用料収入であれば指定管理者の損失となるものである。したがって、当年度の利用料収入は、次年度の指定管理料に影響を及ぼすものではないということがいえる。

また、指定管理者は、行政が栃木文化会館を使用する場合があること、かつ、行政が使用する場合は使用料が減免されていることを予め承知した上で指定管理者となっていることから、行政による利用が過去の実績から予測される範囲内にあると考えられる場合は、利用料を得ることができなくとも、指定管理者に損害が発生したとはいえないと思慮する。

イ 利用料金制度について

法第244条の2第8項は、「普通地方公共団体は、相当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金を当該指定管理者の収入として收受させることができる。」として、利用料金の收受について規定し、同内容を文化会館条例及び基本協定書においても規定し

ている。そして、実際に栃木文化会館の利用料金は、指定管理者の収入として収受されている。

上記のとおり、利用料金制度とは、使用に伴う料金について指定管理者の収入とさせる制度である。利用料金は、条例にその内容が定められているが、「公法上の債権」である使用料とは異なり、指定管理者の「私法上の債権」である。法の規定に基づいて、条例で徴収の根拠とその額の上限について定められているにすぎないものである。

(4) まとめ

したがって、栃木文化会館が利用料金制度を採用している以上、指定管理者による栃木文化会館の利用許可申請に対する許可及び利用料金の減免は、結局のところ指定管理者の収入に影響を及ぼしているにすぎず、市の財務上の行為ではない。また、その余の検討すべき事項に怠る事実があったとしても、財務上の行為に結びつく行為であるとは考えられない。

4 結 論

上記3のとおり、本件措置請求は法第242条に規定される住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、本件措置請求を却下する。